

社会福祉推進事業実施要綱

(注)「社会福祉推進事業実施要綱」(平成20年6月2日 社援発第0602003号社会・援護局長通知)の対象事業の①～⑤について、事業の例示を加えたものである。

1. 目的

本事業は、地域福祉の推進、福祉基盤の確保、低所得者対策等に関わる先駆的・革新的な事業に対して助成を行い、もって、21世紀にふさわしい福祉社会の構築と公的扶助制度等の適正な運営に資することを目的とする。

2. 事業の実施主体

- (1) 都道府県又は市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む)
- (2) 厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

3. 対象事業

以下の5つの視点のいずれか(複数可)により実施される事業であって、その内容が独創的な調査研究又は革新的な試行的事業であると認められるもの。ただし、他の補助制度による補助対象事業を除く。

①ニーズの発見に関すること

「様々な問題を抱えて地域で生活している住民」(以下、「地域住民」という。)のニーズを発見するために、「地域で活動する住民・行政・事業者・諸分野の専門職・コーディネーター」(以下、「地域住民等」という。)はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例)・宅急便業者と民生委員の連携による1人暮らし高齢者のニーズ把握方法の調査研究事業
- ・大都市における低所得者の実態に関する調査研究
 - ・共に民生委員を目指す夫婦向け「夫婦(めおと)講座」開設モデル事業

②サービスの提供(支援)に関すること

地域住民に適切なサービスを継続して提供するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例)・地域住民との長期的な信頼関係を築くことのできる人材の養成プログラム開発事業
- ・ひきこもった若者の在宅起業支援モデル事業

③ニーズからサービスへのつなぎ(調整)に関すること

発見されたニーズを適切なサービスにつなげるために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例) ・福祉専門職と他分野の職種との協働を推進するネットワークの構築促進事業
- ・地域福祉の拠点として複数事業を展開する社会福祉法人の新しい経営の在り方研究

④活動基盤（資金、拠点）の確保に関すること

活動するための資金や拠点を確保するために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例) ・居酒屋等における携帯電話を利用した効果的な募金システムの開発事業
- ・廃校となった小学校の空き教室を中心とした地域の連絡システム開発事業

⑤従来の枠組みではとらえられない問題への対応に関すること

これまで個別施策では対応できなかった問題に取り組むために、地域住民等はそれぞれどのような工夫をし、どのように連携すればよいか。

- 例) ・家出や薬物中毒などにより教育の機会を失った若年者の学習支援と拠点確保の連携モデル事業
- ・保護司と民生委員と民間企業の協働による刑務所出所後の生活支援モデル事業

4. 経費の補助

国は、本要綱による事業に要する経費について、別に定めるところにより補助を行うものとする。

5. 協議

3に掲げる事業の実施を希望する都道府県若しくは市町村又は厚生労働省所管の公益法人等関係団体若しくは厚生労働大臣が特に必要と認める団体は、別に定めるところにより厚生労働大臣に協議すること。